

災害義援金の新たな配分方針が決まりました

平成24年2月
仙台市

東日本大震災の被災者に対して、全国の皆様から日本赤十字社等（以下「4 団体」）に寄せられた義援金の第3次配分、及び、仙台市に寄せられた義援金の第2次配分の内容が決定しました。

今回決定した主な内容は以下のとおりです。

- ①死亡・行方不明者、災害障害見舞金対象者、母子・父子世帯、高齢者・障害者施設入所者に10万円を上乗せする。
- ②住家被害のうち、津波浸水区域*における全壊の世帯に30万円、大規模半壊の世帯に10万円、半壊の世帯に5万円を上乗せする。そのうち、大規模半壊以上で、かつ応急仮設住宅（プレハブ住宅・民間賃貸住宅借上げ等）を利用したことの無い世帯にさらに10万円を上乗せする。

*②の津波浸水区域は、「平成23年度分の固定資産税及び都市計画税の課税免除区域として告示されている区域」（裏面参照）となります。

【配分対象及び金額】

（単位：万円）

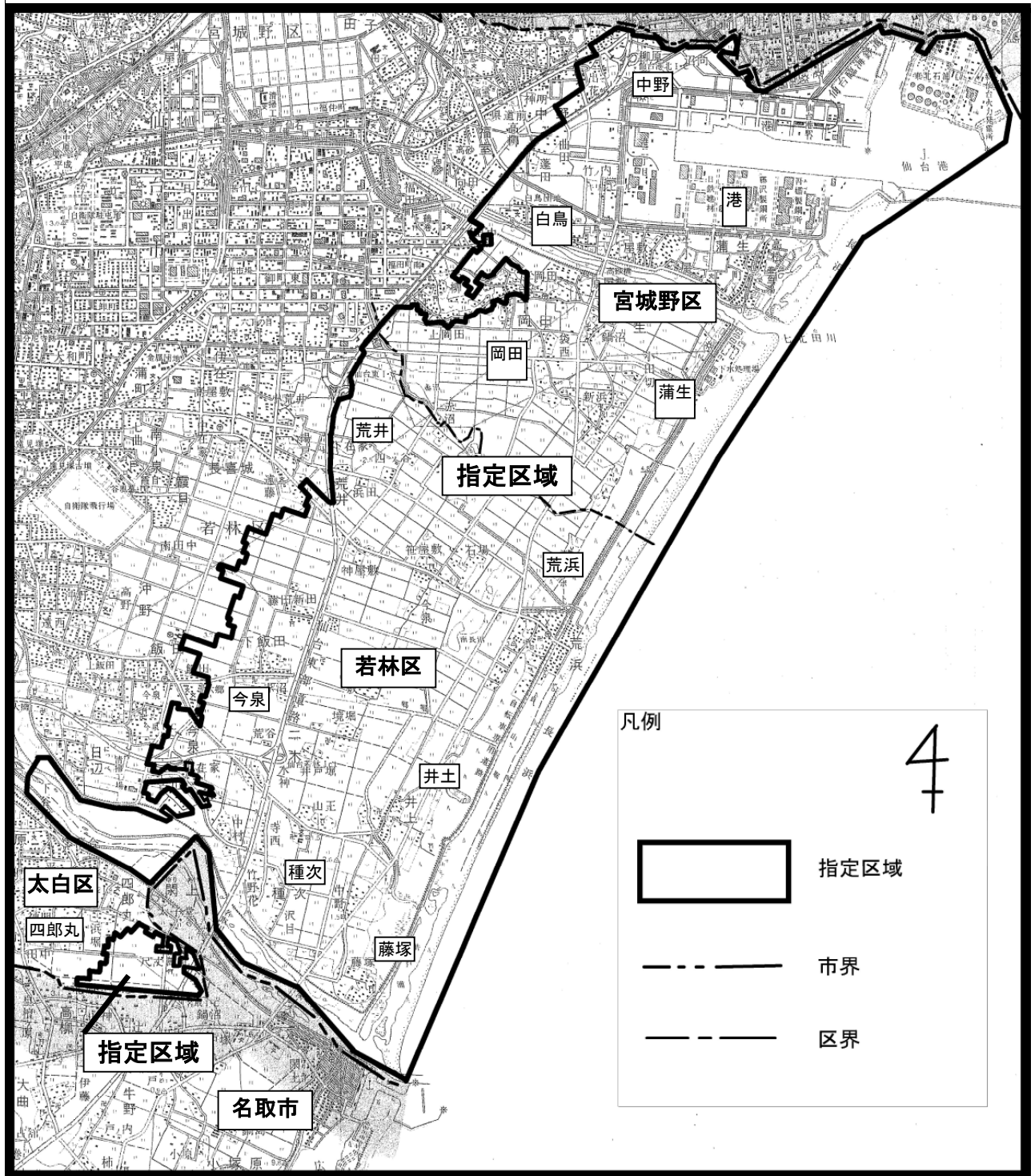
配分対象	内 訳										合計
	4 団体				宮城県			仙台市			
	1次	2次	3次	計	1次	2次	計	1次	2次	計	
(1) 人的被害に対する義援金											
死亡・行方不明者のいる世帯	35	50	10	95	15	—	15	—	—	—	110
(2) 住家被害に対する義援金											
住家が全壊（焼）の世帯	35	50	—	85	10	5	15	—	—	—	100
津波浸水区域の場合 +加算（仮設住宅未利用の場合）			20	105			—	10	10	130	
			10	(115)							(140)
住が大規模半壊の世帯	18	47	—	65	7	3	10	—	—	—	75
津波浸水区域の場合 +加算（仮設住宅未利用の場合）			10	75			—	—	—	85	
			10	(85)							(95)
住家が半壊（焼）の世帯	18	27	—	45	2	3	5	—	—	—	50
津波浸水区域の場合			5	50			—	—	—	55	
(3) その他の事由に対する義援金											
被災日時点で母子・父子世帯であり、住家に半壊以上の被害を受けた世帯	—	—	10	10	—	20	20	—	—	—	30
被災日時点で要介護3～5の方を在宅介護されている、又は、重度障害児・者が在宅している世帯であり、住家に大規模半壊以上の被害を受けた世帯	—	—	—	—	—	—	—	20	—	20	20
平成23年度に小学校又は中学校に新入学した児童・生徒がいる世帯であり、住家に大規模半壊以上の被害を受けた世帯	—	—	—	—	—	—	—	10	—	10	10
(4) 仙台市より該当する方に申請書をお送りする予定の義援金											
災害障害見舞金を支給された方	—	—	10	10	10	—	10	—	—	—	20
震災でご両親を失った未成年者	—	—	—	—	50	—	50	100	—	100	150
震災でご両親のいずれか一方を失った未成年者	—	—	—	—	—	—	—	50	—	50	50
震災に起因する理由により配偶者が死亡したため母子・父子世帯となった世帯	—	—	10	10	—	20	20	—	—	—	30
震災により大規模半壊以上の被害を受けた高齢者・障害者施設に、被災日時点で入所していた方	—	—	10	10	—	10	10	—	—	—	20

（裏面につづく）

【申請方法、振り込み】

- ※表面①、②に該当する方で、既に人的被害や住家被害、母子・父子世帯等の義援金が支給されている場合は、追加で振り込みを行いますので、上乗せ分についての新たな申請は必要ありません。
- ※表面①の人的被害等に対する上乗せ分については、2月下旬までを目途に対象となる方の口座に振り込みます。
- ※表面②の津波浸水区域における住家被害に対する上乗せ分については、対象となる世帯を調査のうえ、3月中旬までを目途に口座に振り込みます。

(参考) 平成23年度分の固定資産税及び都市計画税の課税免除区域として告示されている区域



【担当】

仙台市健康福祉局健康福祉部社会課

【問い合わせ先】

義援金等相談ダイヤル

電話番号：022-214-8488

開設時間：9時00分から17時00分まで（平日のみ）